

智頭町伴走型相談支援及び 出産・子育て応援給付金の 一体的実施について

妊娠期から子育て期に至るまで、相談支援の充実と妊娠期・子育て期の経済的負担の軽減を図るための「智頭町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を今年1月から始めました。

伴走型相談支援

今まで行っていた妊娠届出時の面談、赤ちゃん訪問に加え、妊娠7か月頃にアンケートを行い、希望の人には面談を行います。その他にも、随時、保健師等が妊娠・出産や子育ての相談に応じます。

経済的支援

出産応援給付金

対象者 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した人
令和4年4月1日～12月31日の間に出産した産婦

給付額 対象者1人につき5万円

申請方法

妊娠届出時にアンケート・面談を実施の上、出産応援給付金申請書に記入いただけます。
※出産応援給付金の申請は、妊婦との面談実施が必須であるため、代理の人が妊娠届を提出される場合は出産応援給付金の申請手続きができません。

※妊娠届提出後、流産や死産、人工妊娠中絶となった場合も、出産応援給付金の申請ができます。

子育て応援給付金

対象者 令和4年4月1日以降に出生したお子さんの養育者

給付額 お子さん1人につき5万円

申請方法

赤ちゃん訪問時にアンケート・面談を実施の上、子育て応援給付金申請書にご記入いただけます。
※出生届提出後にお子さんが死亡した場合も、子育て応援給付金の申請ができます。

※両給付金共通の連絡事項

申請に必要なもの

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・給付金振込口座の通帳（原則、ゆうちょ銀行以外）
- ・マイナンバーカード（マイナンバーカードがない場合は、マイナンバーの通知カードと運転免許証などの本人確認書類）

注意事項

※令和4年4月1日～12月31日の期間に妊娠届・出生届を提出した場合は、申請書類を郵送していますので、必要事項を記載の上、福祉課窓口までご持参いただくか、郵送してください。

※令和4年4月1日～12月31日の期間に転出入があった場合、原則、令和5年1月1日時点で智頭町の住民であれば、本町から給付金を支給します。

※他市町村で出産応援給付金・子育て応援給付金に該当する給付をすでに受けている場合は、本町の出産応援給付金・子育て応援給付金の申請をすることはできません。

問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101